地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項 の規定により、平成19年度定期監査・平成20年度定期監査 及び平成21年度定期監査の結果に基づき講じた措置について 富津市長から通知があったので公表する。

平成22年6月10日

富津市監査委員 髙 橋 聖

○ 平成19年度 第1回定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
消防本部	(1) 随意契約の適正化について 随意契約に当たっては、関係法令の趣旨を 十分に踏まえたうえで、適正な契約事務を全 庁的に推進されたい。	関係法令の趣旨を十分に踏まえたうえで、適正な契約事務を推進するよう各担当者に周知徹底を図った。

○ 平成20年度 第1回及び第2回定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
消防本部	(2)随意契約事務の適正化について 随意契約事務の適正化については、一部改善が見られるものの未だ、随意契約の事由が記載されていないものや、その事由に適正を欠くもののほか、予定価格決定の積算根拠に不備な事例が見受けられるので、更なる適正化に努められたい。	関係法令の趣旨を十分に踏まえたうえで、随意契約の事由及び予定価格積算根拠、適正な契約事務を推進するよう改めて通知した。
	(3) 物品の適正管理について 機械器具及び備品については、物品台帳に より、その管理の状況を明らかにしなければ ならないものであるが、一部において不備が 見受けられるので、適正管理に努められた い。	監査結果に基づき、機械器具・備品に係る物品台帳を整理・確認するとともに、これまでも実施している備品点検 (個数確認)の実施を徹底した。
総務部 行政管理課 他関係部署 市民 康福祉部 水消防本部 建設 首部 建 對 育部 建 對 育部 强 資 資 資 資 資	(1)非常勤一般職員の勤務について 非常勤一般職員の勤務については、非常勤 の一般職の職員の勤務条件等に関する条例第 4条の適切な運用に努められたい。	勤務条件等に関する条例第4条の運用につきましては、 平成21年度から窓口業務や保育業務などの特殊な業務を 除き6時間勤務としました。(非常勤職員数124名中5 1名を6時間以内の勤務としました。)

○ 平成21年度 第1回定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
消防本部		公有財産台帳副本は整備されていないため、財務規則に 従い整備を進めている。(管財契約課により平成22年度 中に電子化する計画)